

藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について  
藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

2 0 1 5 年（平成 2 7 年）2 月 1 6 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 3 3 年藤沢市条例第 3 号）の一部  
を次のように改正する。

別表教育委員会の項に次のように加える。

藤沢市いじめ問題調査 委員会	いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項に基づく 調査
-------------------	----------------------------------

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく  
調査を行う組織として藤沢市いじめ問題調査委員会を新たに設置する必要による。